

申請書記載例等

(1) 産業廃棄物収集運搬業

様式第六号 (第九条の二関係)

(第1面)

新規 ・ 更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
申請者 〒990-0031 住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 株式会社 雪若丸 氏名 代表取締役 雪若 丸雄 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 023-622-〇〇×× F A X 023-622-〇〇〇× E-メールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp	
積替え保管を行わない場合は「積替え保管を含まない」と記載すること	水銀含有ばいじん等は、燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さい・廃酸・廃アルカリのいずれかを含む場合に、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無がわかるように記入すること
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。） 書ききれない場合は別紙に記入し、添付すること	1 積替え保管を行うもの 汚泥、がれき類 これらのうち、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物を除く。 2 積替え保管を行わないもの 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 これらのうち、自動車等破砕物を除き、がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。 水銀使用製品産業廃棄物を含む。 自動車等破砕物は、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くずの3種が含まれる場合に記入すること。 取り扱う場合は「自動車等破砕物を含む」と記入すること これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
主たる事務所の所在地 事務所及び事業場の所在地	事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 電話番号 023-622-〇〇〇× E-メールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp 事業場 山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号 電話番号 0237-52-×〇〇〇
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ	積替え保管を行わない場合はその旨記載 駐車場の所在地、積替え保管施設の所在地 別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり 申請に関する問い合わせ先。行政書士が提出する場合は、行政書士の連絡先
※事務処理欄	

担当者連絡先

氏名 山形次郎

電話番号 023-622-〇〇××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許 可 番 号
	山形市	130△△△△△△△△
	宮城県	004△△△△△△△△
	仙台市	申請中（〇月〇日提出）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所

申請中の場合も記入すること

(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	籍 所
かぶしがいしゃ 株式会社	ゆきわかまる 雪若丸	山形県山形市十日町一丁目6番6号	

登記事項証明書どおり記入すること

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所

法定代理人がいる場合に記入すること

(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	籍 所

役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所

役員と同等以上の支配力を有する者全てを記載

略字等を使用せず、住民票どおり記載すること

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	籍 所
ゆきわか まるお 雪若丸雄	昭和〇〇年〇月〇日	山形県山形市〇〇町10番地	
	代表取締役社長	山形県山形市〇〇町二丁目1番1号	
つや ひめこ 津谷 姫子	昭和〇〇年〇月〇日	山形県酒田市×〇10番地	
	取締役副社長	山形県鶴岡市△△2100	
さとう にしき 佐藤 錦	昭和〇〇年〇月〇日	山形県東根市〇〇町2番地	
	専務取締役	山形県寒河江市△×町三丁目25番地	
はながさ べにこ 花笠 紅子	平成〇〇年〇月〇日	山形県尾花沢市〇□町×番地	
	取締役	山形県尾花沢市大字〇〇1250	
やまがた つばさ 山形 翼	昭和〇〇年〇月〇日	山形県山形市〇×町5番地	
	監査役	山形県南陽市〇〇町二丁目5番1号	
はえ ぬきぞう 羽江 貫造	昭和〇〇年〇月〇日	山形県米沢市〇×町5番地	
	相談役	山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号	

住民票のとおり記入すること

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株式会社の場合に記入		出資の額
	500株		5,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住 所
ゆきわか まるお 雪若 丸雄	昭和〇〇年〇月 〇日	250株 50%	山形県山形市〇〇町10番地 山形県山形市〇〇町二丁目1番1号
はえ ぬきぞう 羽江 貫造	昭和〇〇年〇月 〇日	100株 20%	山形県米沢市〇×町5番地 山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号
かぶしきがいしゃふらんすかんきょう 株式会社ラフランス環境		150株 30%	山形県山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
法人株主も記載すること		住民票のとおり記入すること	登記事項証明書どおり記入すること

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住 所
ぜんた けいじ 前田 慶次	平成〇〇年〇月〇日	山形県米沢市〇×町20番地 米沢支店長 山形県米沢市〇×町二丁目1番1号
取締役ではない支店長など、政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、記載すること		

備考

- ※欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

山形県内全域の店舗、解体現場、工場において発生する汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類を、排出事業者との契約に基づきキャブオーバ、ダンプ、脱着装置付きコンテナ専用車及びタンク車を用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。

なお、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を含む。汚泥及びがれき類については、積替え保管を行う。

一般廃棄物を含まないこと

産業廃棄物が排出される業種・事業場であること

取り扱うことができる運搬先(処分場)であること

2. 収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	20 t/月	泥状	(株)○△食品 山形県新庄市○○町1-23	山形県村山市榑岡 笹田三丁目2番1号	〇〇環境(株) 宮城県仙台市青葉区上杉 〇丁目1-23
2	廃プラスチック類	50 t/月	固形状	(有)×○工業 宮城県名取市○○町3-23	/	○×興業(株) 山形県山形市○町1234
3	金属くず	100 t/月	固形状	(株)○□産業 山形県東根市○○町5-23		○×興業(株) 山形県山形市○町1234
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30 t/月	固形状	×○事業(株) 山形県山形市○○町9-23		○×興業(株) 山形県山形市○町1234
5	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	250 t/月	固形状	県内一円建設現場		○×興業(株)最終処分場 山形県鶴岡市○○○○
6	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	5 t/月	固形状	県内一円建設現場	山形県村山市榑岡 笹田三丁目2番1号	(有)〇〇クリーン中間処理施設 山形県酒田市○町1232
7	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	5 t/月	固形状	(株)○□産業 山形県東根市○○町5-23	/	○×リサイクル(株) 宮城県〇〇〇〇〇〇
8						

産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物・自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)ごとに記載すること

できるだけ具体的に記載し、特定できない場合は県内一円事業場等でも可

山形市内の積替え保管は山形県知事の許可対象ではないため、留意すること

石綿含有産業廃棄物を処理できるのは無害化処理施設、廃石綿等の熔融施設、最終処分場に限定されていること
水銀使用製品産業廃棄物を処分できる事業場は限定されていること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	キャブオーバ	山形 100 あ 1 2 3 4	5, 5 0 0	株式会社雪若丸	
2	キャブオーバ	山形 100 い 2 3 4 5	2, 4 0 0	松波事業株式会社	
3	ダンプ	山形 100 う 3 4 5 6	2, 0 0 0	株式会社雪若丸	
4	脱着装置付き コンテナ専用車	山形 100 え 4 5 6 7	3, 8 0 0	株式会社雪若丸	
5	タンク車	山形 100 お 5 6 7 8	1 3, 9 0 0	株式会社雪若丸	
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		山形県山形市十日町一丁目6番6号		申請書に記載した事業場 所在地と整合性がとれて いること	
駐車場の所在地		山形県山形市松波二丁目8番1号			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考	
	ドラム缶 (蓋付き)	汚泥の運搬	200L/個	2 0 本	
	専用ボックス	廃プラスチック類 の運搬	1m ³ /個	5 個	
	専用ボックス	水銀使用製品産業 廃棄物の運搬	1m ³ /個	1 0 個	

(日本工業規格 A列4番)

(3) 積替え施設又は保管施設の概要

積替え保管施設の数 1箇所
積替え保管施設の場所 山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号
保管施設の構造及び面積

		面積	高さ	容積
汚泥	: 鉄骨造 建屋内 (鋼鉄製タンク)	9.0m ²	専用容器	10.0m ³
がれき類	: 鉄骨造 建屋内	6.0m ²	1.5m	9.0m ³

県内（山形市を除く）の積替え保管施設の概要を記載する

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

収集運搬の方法

運搬業務の具体的な計画を記載する

(1) 運搬業務の受託及び運搬計画

- ① 排出者から産業廃棄物の収集運搬を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、運搬できる性状のものであること、当社の運搬能力を超えない範囲であること、許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 産業廃棄物処理基準に従い収集運搬業務を行い、終了後は産業廃棄物管理票に必要事項を記載し処分業者に回付するとともに、その写しを排出者に送付する。写しは5年間保存する。処理に関する帳簿を作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。
- ④ 運搬車両には表示を行い、産業廃棄物管理票及び許可証の写しを常備する。
- ⑤ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講した者が社内教育を担当し、定期的に研修会を開催し、能力向上に努める。

(2) 車両及び容器

- 汚泥 : タンク車若しくはドラム缶（蓋付き）に入れてキャブオーバで運搬
- 廃プラスチック類 : 専用ボックスに収集し、キャブオーバで運搬
- 金属くず、ガラスくず等 : 着脱装置付きコンテナ専用車で運搬
- がれき類 : ダンプの荷台に積み、シートをかけて運搬
- 水銀使用製品産業廃棄物 : 専用の回収ボックスに収納し、ダンプの荷台に積み、破碎することがないように、かつその他の物と混合しないよう区分又は単独で運搬
- がれき類（石綿含有産業廃棄物） : シートでくるんだ状態でダンプの荷台に積み、破碎することがないように、かつその他の物と混合しないように区分又は単独で運搬

(3) 積替え保管

汚泥、がれき類については、積替え保管を行う場合は、保管場所の範囲、容量、保管高さが能力の範囲内であることを確認のうえ、積替え保管施設に保管した後、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。取扱能力の範囲内を超えときは、積替え保管は行わない。

(4) 収集運搬業務を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 8：00～17：00（緊急の場合を除く）

休業日 日曜日及び祝祭日（緊急の場合を除く）

従業員数内訳

〇〇年〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	1 人	2 人	10 人	3 人	2 人	22 人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出防止

収集運搬の途中で廃棄物の飛散や漏えいを防止するため、泥状又は液状であるものはタンク車若しくは容器を用いて運搬する。固形状のものはシートをかける又は容器を用いて運搬する。また、容器の転倒を防止するため、必要に応じてシートやロープで固定して運搬する。

石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の運搬は、その他の物と混合しないよう区分又は単独で運搬する。

② 悪臭防止対策

悪臭が発生するおそれのある汚泥等の運搬は、容器に入れて密封して運搬する。また、必要に応じて消臭剤を常備し、使用する。

運搬車両は毎日清掃し、清潔の保持に努め、悪臭の発生を防止する。

③ 騒音及び振動防止対策

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、関係法令の遵守、早朝深夜の作業回避を行うことにより、騒音・振動の防止に努める。

④ その他

生活環境保全上の支障が生じないように努める。

苦情があった場合は、誠実に対応する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管に関する保管基準を遵守するとともに以下の措置を講じる。

- ・ 周囲に囲いを設け、見やすい場所に積替え保管場所であることの表示を行う。
- ・ 汚泥は屋内（鉄骨建屋、コンクリート床）の鋼鉄製専用タンクに保管し、飛散流出を防止する。
- ・ がれき類は屋内（鉄骨建屋、コンクリート床）に保管し、飛散流出を防止する。
- ・ 受け入れ量保管の高さ、範囲、容積を超えた積替え保管はしない。
- ・ 保管場所に搬入した産業廃棄物は、性状が変化しないうちに、かつ7日以内に搬出する。
- ・ 終業時に保管施設の清掃及び点検を行い、ねずみ等の発生防止、悪臭及び飛散の防止に努める。また、保管施設の破損等を発見した場合は速やかに補修を行う。
- ・ 苦情があった場合は、誠実に対応する。

(3) その他

- 次の事項について記載すること。
- ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置
 - イ 廃棄物の地下浸透の防止措置
 - ウ 悪臭発散の防止措置
 - エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
 - オ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置
 - カ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物とその他の物との混合防止措置
 - キ その他

(業規格 A列4番)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	山形100 あ 1234
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。・3ヶ月以内に撮影されたものであること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること。（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。※車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。 <p>・3ヶ月以内に撮影されたものであること。</p>
	撮影 ○○年○○月○○日

(日本工業規格 A列4番)

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶 (蓋付き)	用途	汚泥の運搬
注意事項			
<ul style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。・ 3ヶ月以内に撮影されたものであること。			
			撮影
			〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	専用ボックス	用途	廃プラスチック類の運搬
注意事項			
<ul style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。・ 3ヶ月以内に撮影されたものであること。			
			撮影
			〇〇年〇〇月〇〇日

(日本工業規格 A列4番)

資産に関する調書(個人用)			
〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	普通預金	1	2,000
有価証券	保険積立金	1	400
未収入金			取引金融機関の残高証明書等から転記 0
売掛金			0
受取手形			市町村役場発行の資産証明書から転記 0
土地	山形市〇〇町一丁目1-2	500m ²	20,000
建物	事務所	1	5,000
備品			0
車両	貨物トラック	1	8,000
その他			所得税確定申告で用いる固定資産台帳の未償却残高から転記 0
資 産 計			35,400
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	1	3,000
短期借入金	銀行借入	1	2,000
未払金			0
預り金			0
前受金			0
買掛金			0
支払手形			0
その他			0
負 債 計			5,000

(日本工業規格 A列4番)

誓 約 書

申請者は、確認チェック表を活用し、項目毎について確認するとともに、役員全てに欠格要件に該当しないことを確認したうえで誓約すること。

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

名 称 株式会社 雪若丸

代表者 代表取締役 雪若 丸雄 代表印

代表者印
押印

更新許可申請、変更許可申請の場合であって、変更がないときに省略できる添付書類について説明する書類の記載例

省略する添付書類の一覧表

省略する書類の名称を全て記載する

省略する添付書類の種類	省略の理由
1 容器等の写真 2 運搬車両の写真 3 車検証の写し (使用承諾書等の写し) 4 駐車施設の図面、写真、付近見取図 5 駐車施設の公図、土地の登記事項証明書、賃貸借契約書 6 積替え保管施設の図面、写真、付近見取図、設計計算書 7 積替え保管施設の公図、土地の登記事項証明書、賃貸借契約書	1～7 変更がないため省略します。 省略する理由を記載する。 種類ごとに理由が異なる場合は、それぞれ記入する 賃貸借契約書、使用承諾書など、以前提出した書類の名称を具体的に記載する 賃貸借契約書、使用承諾書など、以前提出した書類の名称を具体的に記載する

年 月 日

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
 名 称 株式会社 雪若丸
 代表者 代表取締役 雪若 丸雄 代表印

代表者印押印

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

様式第十二号 (第十条の十二関係)

(第1面)

新規 ・ 更新

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
申請者	
〒 990-0031	
住所	山形県山形市十日町一丁目6番6号 株式会社 雪若丸
氏名	代表取締役 雪若 丸雄 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	023-622-〇〇××
FAX	023-622-〇〇〇×
Eメールアドレス	Yamagata@〇〇.××.co.jp
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	<p>廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り特定有害産業廃棄物であるものを除く） 感染性産業廃棄物、廃石綿等 積替え保管を含まない</p> <p>積替え保管を行う場合はその旨記入</p>
主たる事務所の所在地	事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
事務所及び事業場の所在地	電話番号 023-622-〇〇〇× Eメールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp
	事業場 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023-633-×〇〇〇
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり
積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管の上限及び積み上げることのできる高さ	<p>積替え保管を行う場合は内容を記載</p> <p>積替え保管を行わない</p> <p>駐車場の所在地、積替え保管施設の所在地</p> <p>申請に関する問い合わせ先。行政書士が提出する場合は行政書士の連絡先</p>
※事務処理欄	

担当者連絡先 氏名 山形次郎 電話番号 023-622-〇〇××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

第2面、第3面は掲載を省略。産業廃棄物収集運搬業の記入例を参考のこと

(第1面)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

山形県内全域の自動車整備工場やガソリンスタンドから発生する引火し易い廃油を、排出事業者との契約に基づきタンクローリーを用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

山形県内全域の病院、診療所から発生する注射針等の感染性廃棄物をプラスチック製専用容器に入れた状態で収集し、保冷付専用バンで排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

山形県内全域の石綿除去工事から発生する廃石綿等を、湿潤させた状態で専用の容器とフレコンバックで二重に梱包して収集し、ダンプを用いて排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

一般廃棄物を含まないこと

特別管理産業廃棄物が排出される業種・事業場であること

取り扱うことができる運搬先（処分場）であること

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油	10 m ³ /月	液状	〇〇自動車整備工場 山形県南陽市〇〇町 2-23 ほか		(有)■〇清掃 山形県天童市〇〇町 1-23
2	感染性産業廃棄物	10 m ³ /月	固形状	県内一円医療機関		(有)■〇清掃 山形県天童市〇〇町 1-23
3	廃石綿等	5 m ³ /月	固形状	県内一円石綿除去工事現場		(株)〇×センター 山形県新庄市〇〇町 1-23
4						
5						
6						
7						
8						

できるだけ具体的に記載し、特定できない場合は県内一円事業場等でも可

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	タンク車	山形 100 あ 1 2 3 4	10,000	株式会社雪若丸	
2	バン	山形 100 い 2 3 4 5	4,000	松波事業株式会社	
3	ダンプ	山形 100 う 3 4 5 6	2,000	株式会社雪若丸	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		山形県山形市十日町一丁目6番6号			申請書に記載した事業場 所在地と整合性がとれて いること
駐車場の所在地		山形県山形市松波二丁目8番1号			
(2) その他の運搬施設の概要		書ききれない場合は別紙に記載			
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
フレコンバック	廃石綿等の運搬	1m ³	100 本		
廃石綿等専用袋	廃石綿等の運搬	50L	1000 枚		
密閉式プラスチック 類製容器	感染性産業廃棄物の 運搬	24L	500 個		

(日本工業規格 A列4番)

(3) 積替え施設又は保管施設の概要

積替え保管は行わない。



積替え保管施設の概要を記載する

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

運搬業務の具体的な計画を記載する

収集運搬の方法

(1) 運搬業務の受託及び運搬計画

- ① 排出者から特別管理産業廃棄物の収集運搬を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、運搬できる性状のものであること、当社の運搬能力を超えない範囲であること、許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ特別管理産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 特別管理産業廃棄物処理基準に従い収集運搬業務を行い、終了後は産業廃棄物管理票に必要事項を記載し処分業者に回付するとともに、その写しを排出者に送付する。写しは5年間保存する。処理に関する帳簿を作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。
- ④ 運搬車両には表示を行い、産業廃棄物管理票及び許可証の写しを常備する。
- ⑤ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講した者が社内教育を担当し、定期的に研修会を開催し、能力向上に努める。

(2) 車両及び容器

- 廃油 : タンク車で他の物と混合することなく単独で運搬
- 感染性産業廃棄物 : 密閉式プラスチック容器に入れて収集し、保冷付き専用バンで他の物と混合することなく運搬
- 廃石綿等 : 湿潤させた状態で二重梱包袋に入れてフレコンバックで収集し、ダンプの荷台に積み、シートをかけて、他の物と混合することなく運搬

(3) 積替え保管

積替え保管は行わない。

(4) 収集運搬業務を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 8:00～17:00（緊急の場合を除く）

休業日 日曜日及び祝祭日（緊急の場合を除く）

従業員数内訳

〇〇年〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	1 人	2 人	10 人	3 人	2 人	22 人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出防止

収集運搬の途中で廃棄物の飛散や漏えいを防止するため、液状である廃油はタンク車を用いて運搬する。

感染性産業廃棄物は専用容器に入れて、保冷付きバンで荷台に積み、転倒しないようロープで固定して運搬する。

廃石綿等は湿潤させた状態で二重梱包し、フレコンバックに入れ、シートをかけてロープで固定し、運搬する。

② 悪臭防止対策

悪臭が発生するおそれのある廃油の運搬はタンク車を用いて運搬する。

また、感染性産業廃棄物は保冷付きバンを用いて速やかに目的地まで運搬し、悪臭発生を防止する。

運搬車両は毎日清掃し、清潔の保持に努め、悪臭の発生を防止する。

③ 騒音及び振動防止対策

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、関係法令の遵守、早朝深夜の作業回避を行うことにより、騒音・振動の防止に努める。

④ その他

他の物と混合しないよう区分して運搬する。

生活環境保全上の支障が生じないように努める。

苦情があった場合は誠実に対応する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管は行わない。

(3) その他

次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置

イ 悪臭防止措置

ウ 騒音、振動の防止措置

エ その他生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

積替え保管を行う場合は、次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置

イ 廃棄物の地下浸透の防止措置

ウ 悪臭発散の防止措置

エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置

オ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置

カ 他の物との混合防止措置

キ その他保管する基準の遵守に関する措置

(日本工業規格 A列4番)

(3) 事業範囲の変更許可

様式第十号 (第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 **吉村 美栄子** 殿

申請者

〒 990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
株式会社 雪若丸

氏名 代表取締役 **雪若 丸雄** (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-〇〇××

F A X 023-622-〇〇〇×

E-メールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請

します。

許可の年月日及び許可番号	平成29年10月30日 第 00601△△△△△ 号	↑
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業	
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	別添許可証記載のとおり積替え保管を含まない。 許可申請の際に記載したとおり事業範囲を記載するの也可	現在の許可 ↓
変更の内容	がれき類、木くずの追加 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く 特別管理産業廃棄物を除く	↑
変更理由	業務拡大のため	追加申請分 ↓
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり 変更後の全ての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり 変更後の全ての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)	
※事務処理欄		

担当者連絡先

氏名 山形次郎

電話番号 023-622-〇〇××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物収集運搬業の記入例を参考のこと

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒 990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
株式会社 雪若丸

氏名 代表取締役 雪若 丸雄 
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-〇〇××

F A X 023-622-〇〇〇×

E-メールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

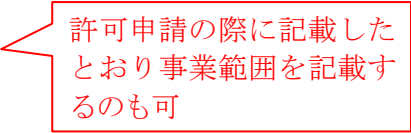
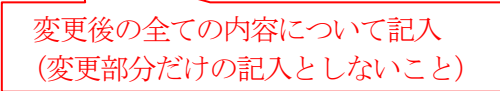
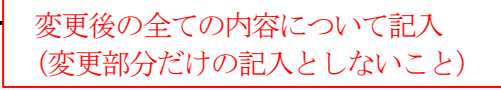
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、

特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて

申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成29年10月30日 第 00651△△△△△ 号	↑
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	別添許可証記載のとおり積替え保管を含まない。 	現在の許可 ↓
変更の内容	廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）の追加	追加申請分 ↓
変更理由	業務拡大のため	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり 	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり 	
※事務処理欄		

担当者連絡先

氏名 山形次郎

電話番号 023-622-〇〇××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

（日本工業規格 A列4番）

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物収集運搬業の記入例を参考のこと

(4) 変更届・廃止届

様式第十一号 (第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書											
〇〇年〇〇月〇〇日											
山形県知事 吉村 美栄子 殿											
申請者 〒990-0031											
住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号											
氏名 株式会社 雪若丸											
代表取締役 雪若 丸雄 印											
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)											
電話番号 023-622-〇〇××											
F A X 023-622-〇〇〇×											
E-mailアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp											
〇〇年〇〇月〇〇日付け第 00601△△△△△ 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の 廃止 変更 事項について した ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。											
	新 旧										
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車両の変更</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">書ききれない場合は別紙に記入し添付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形11あ1112</td> <td style="text-align: center;">山形11あ1112</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形11さ1234</td> <td style="text-align: center;">山形11さ1234</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形11た1212 (新規)</td> <td style="text-align: center;">山形11な3333 (廃止)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形11さ2323 (新規)</td> <td style="text-align: center;">役員、株主、法定代理人、出資者、 政令で定める使用人</td> </tr> </table>	車両の変更	書ききれない場合は別紙に記入し添付	山形11あ1112	山形11あ1112	山形11さ1234	山形11さ1234	山形11た1212 (新規)	山形11な3333 (廃止)	山形11さ2323 (新規)	役員、株主、法定代理人、出資者、 政令で定める使用人
車両の変更	書ききれない場合は別紙に記入し添付										
山形11あ1112	山形11あ1112										
山形11さ1234	山形11さ1234										
山形11た1212 (新規)	山形11な3333 (廃止)										
山形11さ2323 (新規)	役員、株主、法定代理人、出資者、 政令で定める使用人										
変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)											
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更											
(ふりがな) 名 称	所										
法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する											
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更											
(ふりがな) 氏	生 年 月 日	本 籍 所									
	役職名・呼称	住									
役員・株主等に増減がある場合は、別紙参照の うえ、新旧役員・株主等について変更の状況を 記入し、添付		役員・株主・出資者・使用人の変更、法定 代理人の変更は、この欄に記入する									
廃止又は変更 の理由	車両の入れ替え及び増車										
備考											
1. この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。											
2. 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。											

担当者連絡先

氏 名 **山形次郎**

電話番号 **023-622-〇〇××**

住 所 **山形県山形市十日町一丁目6番6号**

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 変更	届出書 〇〇年〇〇月〇〇日				
山形県知事 吉村 美栄子 殿					
申請者 〒990-0031 住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 氏名 株式会社 雪若丸 代表取締役 雪若 丸雄 印 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 023-622-〇〇×× F A X 023-622-〇〇〇× E-メールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp					
〇〇年〇〇月〇〇日付け第 00651△△△△△ 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る 以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用 する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 変更					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">旧</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。） </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人 </div> </td> </tr> </table>	新	旧	廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人 </div>
新	旧				
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人 </div>				
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）					
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更					
（ふりがな） 名 称	法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する				
かぶしきかいしゃはながさかんきょう 株式会社 花笠 環境	山形市松波二丁目8番1号				
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更					
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 住	役員・株主・出資者・使用人の変更、法定代理人の変更は、この欄に記入する		
てんどう まさき 天童 将棋（就任）	平成〇〇年〇月〇日	山形県天童市〇〇町二丁目21番			
	取締役・株主	山形県天童市〇〇町二丁目21番3号			
しんじょう つよし 新庄 強（就任）	昭和△△年△月△日	山形県新庄市大字△△6番地			
	新庄支店長	山形県新庄市大字△△6番10号			
ぜんた けいじ 前田 慶次（退任）	平成〇〇年〇月〇日	山形県米沢市〇×町20番地			
	米沢支店長	山形県米沢市〇×町二丁目1番1号			
変更がある者について記載する。 役員・株主等に増減がある場合は、新旧役員・株主等について変更の状況を記入し、添付					
の理由	株主総会決議、米沢支店の廃止及び新庄支店開設による				
備考 1. この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2. 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。					

担当者連絡先 氏名 **山形次郎** 電話番号 **023-622-〇〇××**
 住所 **山形県山形市十日町一丁目6番6号**

役員新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任 退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
代表取締役社長	ゆきわか まるお 雪 若 丸雄	代表取締役社長	ゆきわか まるお 雪 若 丸雄		
取締役副社長	つや ひめこ 津谷 姫子	取締役副社長	つや ひめこ 津谷 姫子		
専務取締役	さとう にしき 佐藤 錦	専務取締役	さとう にしき 佐藤 錦		
取締役	はながさ べにこ 花笠 紅子	取締役	はながさ べにこ 花笠 紅子		
取締役	てんどう まさき 天童 将棋			〇〇年〇月〇日	就任
監査役	やまがた つばさ 山形 翼	監査役	やまがた つばさ 山形 翼		
相談役	はえ ぬきぞう 羽江 貫造	相談役	はえ ぬきぞう 羽江 貫造		

株主新旧対照表

新		旧		変更年月日
発行済み株式の総数：700株		発行済み株式の総数：500株		
保有する株式の数 又は出資の金額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称	保有する株式の数 又は出資の金額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称	
350株 50%	ゆきわか まるお 雪 若 丸雄	250株 50%	ゆきわか まるお 雪 若 丸雄	
100株 14%	はえ ぬきぞう 羽江 貫造	100株 20%	はえ ぬきぞう 羽江 貫造	
150株 22%	株式会社 らフランス環境 <small>かぶしきがいしゃ ふらんすかんきょう</small>	150株 30%	株式会社 らフランス環境 <small>かぶしきがいしゃ ふらんすかんきょう</small>	
50株 7%	株式会社 花笠環境 <small>かぶしきがいしゃ はながさかんきょう</small>			〇〇年〇月〇日
50株 7%	てんどう まさき 天童 将棋			〇〇年〇月〇日

使用人新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
		米沢支店長	ぜんた けいじ 前田 慶次	〇〇年〇月〇日	退任 (支店廃止)
新庄支店長	しんじょう つよし 新庄 強				就任 (支店開設)

(5) 優良産廃処理業者認定関係書類

誓約書記入例

誓 約 書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

従前の許可年月日の始期 から 処理業の許可更新申請日まで

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

一致すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名 称 株式会社雪若丸

代表取締役 雪若 丸雄 (印)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

記入例

(山形県及び山形県内市町村に対する納税義務、社会保険料・労働保険料の納付義務又は山形県内において不動産に係る納税義務がない場合に提出する書類)

県民税等に関する申告書

山形県知事 **吉村 美栄子** 殿

当社（私）は、下記の事項について、納税及び納付の滞納がないことを申告します。

記

- 1 山形県及び山形県内市町村に対する納税義務がないこと。
- 2 山形県内においては、社会保険料及び労働保険料について納付義務がないこと。
- 3 山形県内において不動産（不動産取得税、固定資産税）に係る納税義務がないこと。

(※ 該当する番号を「○」で囲むこと。)

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号**

名 称 **株式会社雪若丸**

代表取締役 雪若 丸雄印

(6) 様式（データ）の入手方法

各種申請に関する様式は山形県のホームページ「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」
http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050010/Waste_Recycle_Info_TOP.html
から入手できます（マイクロソフトワードファイル）。

検索の方法

山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）

- 組織別一覧
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」
- 廃棄物関係申請・届出様式ダウンロードページ

※ 検索サイトで検索する場合は、「山形県、廃棄物」で検索

また、一太郎ファイル、PDFファイルで様式の入手を希望される方は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）の右側の「申請・手続等届出案内」から入手できます。

(7) 産業廃棄物処理業関係手続きの窓口・問合せ先

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68
TEL 023-621-8422 FAX 023-621-8428

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上2034
TEL 0233-29-1286 FAX 0233-23-2620

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 山形県米沢市金池7-1-50
TEL 0238-26-6034 FAX 0238-26-6037

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
TEL 0235-66-4914 FAX 0235-66-4749

環境エネルギー一部循環型社会推進課（山形県内に事業所が無い場合）

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1
TEL 023-630-2323 FAX 023-625-7991